

飼い主としての責任を持ちましょう！

迷惑している人が増えています。近所に迷惑のかからない飼い方を心がけましょう。

犬やネコを捨てる行為は犯罪です

犬やネコを飼うと決めたら責任と愛情を持って一生面倒を見ましょう。

飼っている犬やネコが飼えなくなったとき…

新しい飼い主を探し、いない場合は中央東福祉保健所に引き取りを求めましょう。

不妊・去勢手術をしましょう

不妊・去勢手術をすることにより、不幸な子犬や子ネコがやむを得ず処分されるような、かわいそうなことがなくなります。また、発情期がなくなることで鳴き声やけんかが減り、乳がん等の予防にもなります。



狂犬病予防法・動物の愛護及び管理に関する法律・高知県動物の愛護及び管理に関する条例・香美市環境美化条例などで、これらの遵守が規定されています。

【問い合わせ先】
健康づくり推進課 ☎59-3151
環境課 ☎53-1063

犬

犬はつないで飼いましょう
鶏を襲ったり、畑を荒らすなどの被害が出ています。脱出防止・しつけと訓練を行いましょう。

犬のフンの始末は必ずしましょう
道路や畑に犬のフンが放置されているのを見かけます。必ず飼い主が持ち帰りましょう。

なるべく鳴かないようにさせましょう
ストレスがたまらないように散歩をしましょう。ひどく鳴く場合は、動物病院に相談しましょう。

犬の登録、狂犬病の予防注射も忘れずに！

猫

放し飼いによる糞などの被害が多発しています
ネコは室内でもストレスをためずに飼うことができます。室内飼いをすすめます。

名札をつけましょう
飼いネコの印として首輪をつけ、迷っても飼い主がわかるようにしましょう。

野良ネコにエサを与えないようにしましょう
野良ネコにエサを与えると、エサを求めて他からネコが集まって来たり、周囲にいろいろな迷惑をかけたり被害も大きくなります。

その他

犯罪被害給付制度を「存知ですか？」

犯罪被害給付制度とは、殺人、傷害等の犯罪行為により、

- ①お亡くなりになった方のご遺族
 - ②ケガをして、入院をされたり、精神疾患を発症された方
 - ③体に障害が残った方
- に対して給付金を支給することにより、精神的・経済

山に入られる方



香美市では、特定猟具（銃）使用禁止区域、鳥獣保護区を除く全域で銃器・わなでの狩猟が行われま

的打撃の緩和を図る制度です。詳細については、お問い合わせください。

【問い合わせ先】
警察本部企画課被害者支援室
☎088-871-3110
香美警察署 ☎52-0110

高知県暴力団排除条例が制定されました

県は、公共工事などの県のすべての事務・事業から暴力団を排除します。

【罰則の対象】
学校や図書館などの施設から200mの区域内で暴力団事務所を開設・運営することが禁止されます。

- 【勧告・公表の対象】
- ①事業者は、暴力団の威力を利用する目的などで暴力団員等に金品を渡すことが禁止されます。
- ②不動産所有者や宅建業者などは、暴力団事務所を使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。
- ③祭礼などの行事主催者は、露店出店者が暴力団員等であることを知って、露店を出店させることが禁止されます。

施行日 平成23年4月1日

詳しくは、県警HPまたは県警察本部組織犯罪対策課暴排第2係（☎088-826-0110）まで

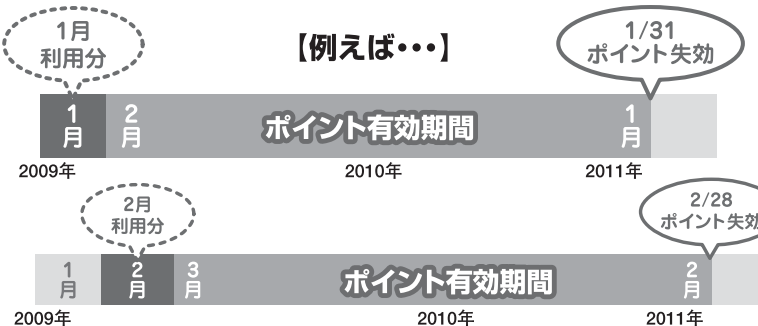
税務署からのお知らせ

相続、贈与等により取得した生命保険契約や、損害保険契約等に係る年金の所得税の取扱いを改めることとしました。

この取扱いの変更により、所得税の還付を受けることができる場合があります。詳細は、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。最寄りの税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】南国税務署
☎088-863-3215

ですかポイントの有効期間は2年間です



※貯めて頂いたポイントは窓口にて1,000ポイントで1,000円分としてチャージできます。

ポイント確認は、お電話でお問い合わせ下さい。携帯・PCでも確認できます。



平成22年秋の火災予防運動

11月9日(火)～15日(月)



「消したかな」あなたを守る 台言葉 (平成22年度全国統一防火標語)

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

□ 3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

□ 4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



【問い合わせ先】消防本部消防課予防係 ☎53-4176

お問い合わせ先 株式会社ですか TEL(088)882-6366 PC http://www.desuca.co.jp(ですか会員専用ページから)
はりまや橋サービスセンター TEL(088)882-0119 携帯 http://www.desuca.co.jp/k/

